

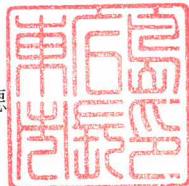
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和4年5月12日

東広島市長 高 垣 廣 德



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

テックランド東広島店

(2) 所在地

広島県東広島市西条町大字御園宇字勝谷5168番地1ほか

2 変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 小林 辰夫	群馬県高崎市栄町1番1号

3 変更年月日及び理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更に係る事項	変更年月日	理由
株式会社ヤマダデンキの名称及び代表者の氏名	令和2年10月1日	名称・代表者の変更

4 届出年月日

令和4年5月2日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和4年5月12日（木）から同年9月12日（月）まで（東広島市の休日を定める条例第1条に規定する日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年9月12日（月）

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課